



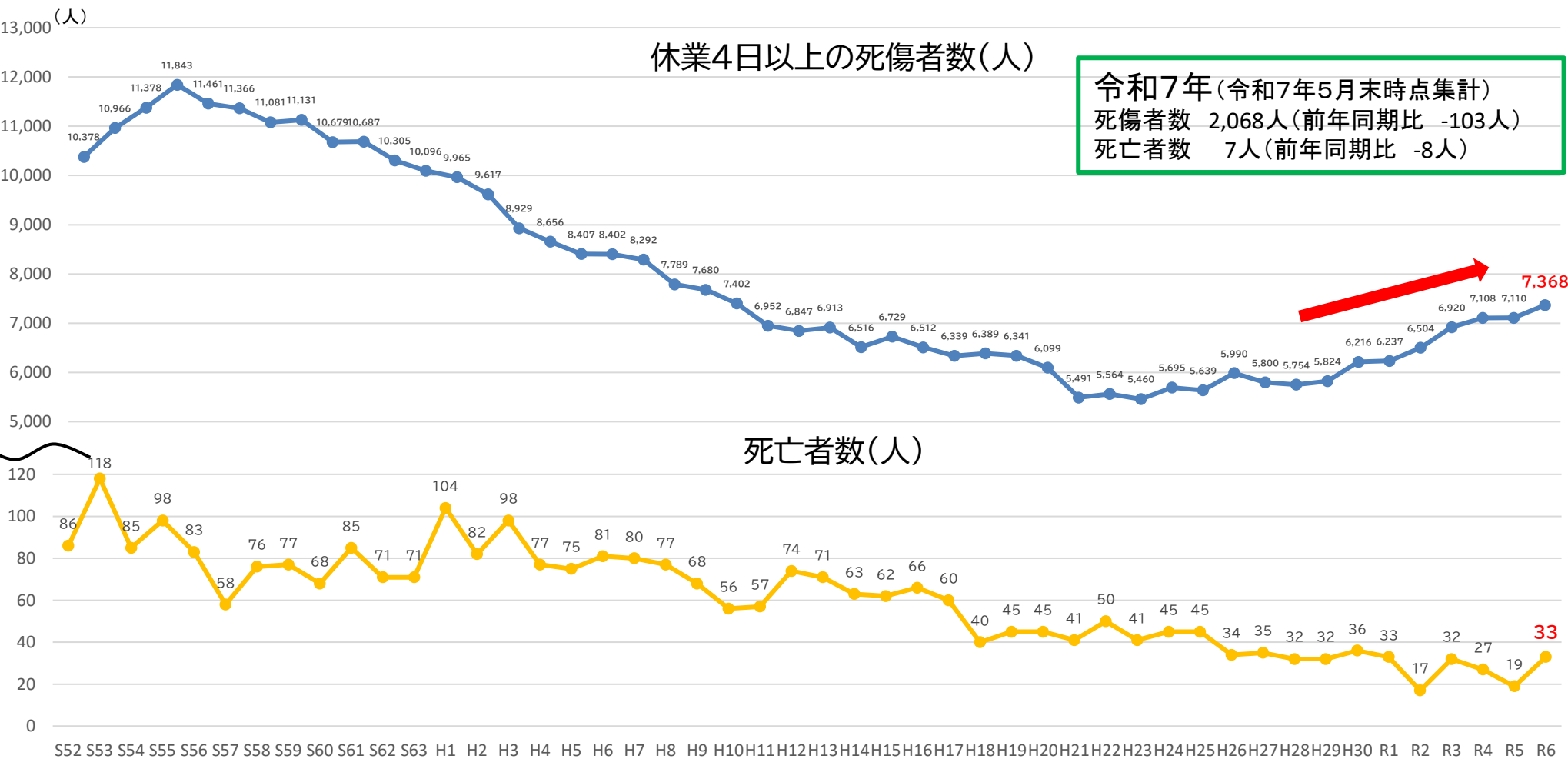
令和7年度埼玉建設工事関係者連絡会議

建設業の労働災害防止について

令和7年6月25日(水)
埼玉労働局労働基準部健康安全課

埼玉の労働災害における死亡者数、休業者数の推移

- ・ 休業4日以上の死傷者数は、平成23年まで減少傾向にあったものの、増加に転じ、歯止めがかからない状況。
- ・ 平成23年以降令和6年は過去最多となった。
- ・ 死亡者数は、長期的には減少傾向にあるが、令和6年に急増した。

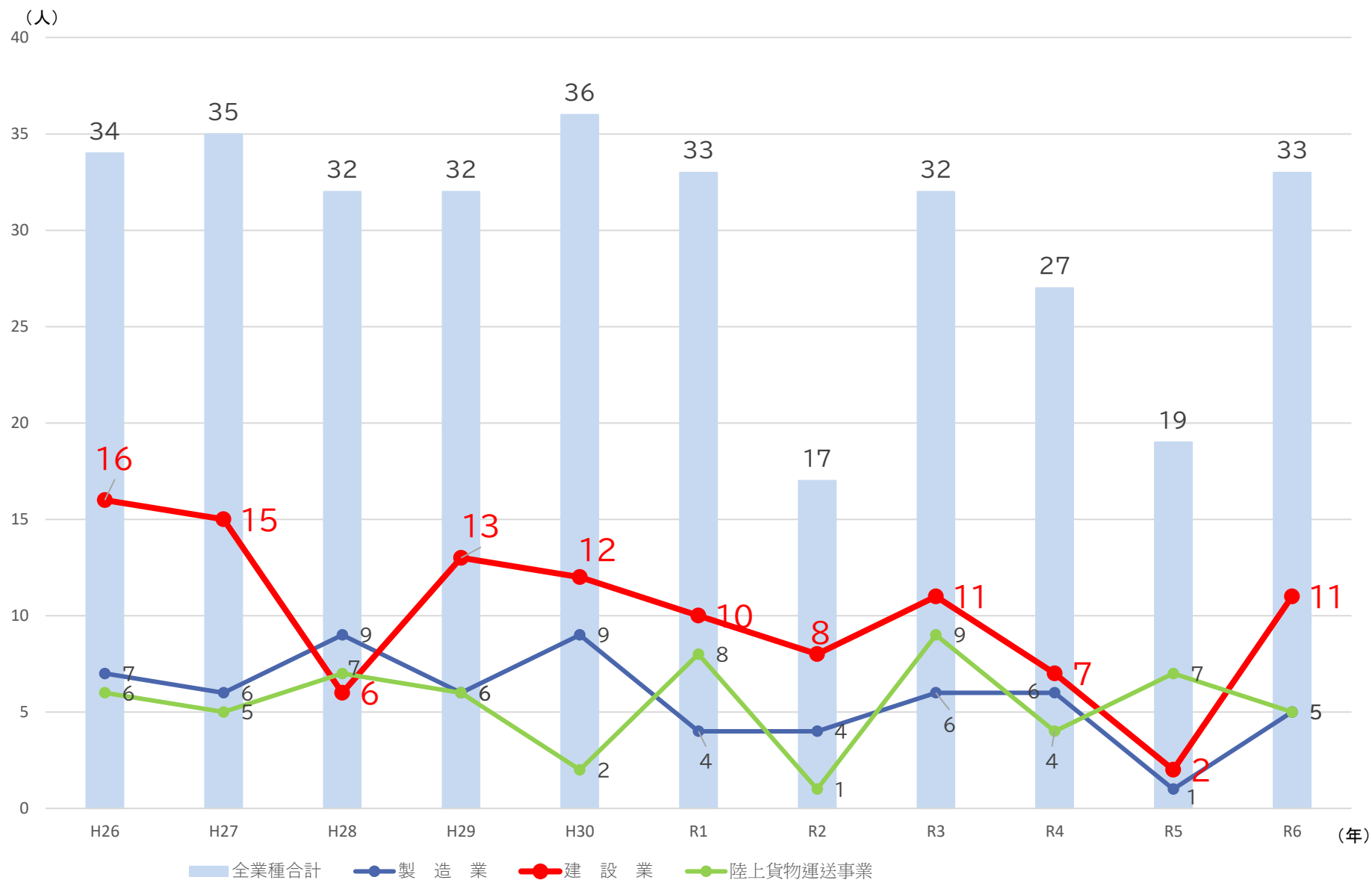


出典:平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの

(年)

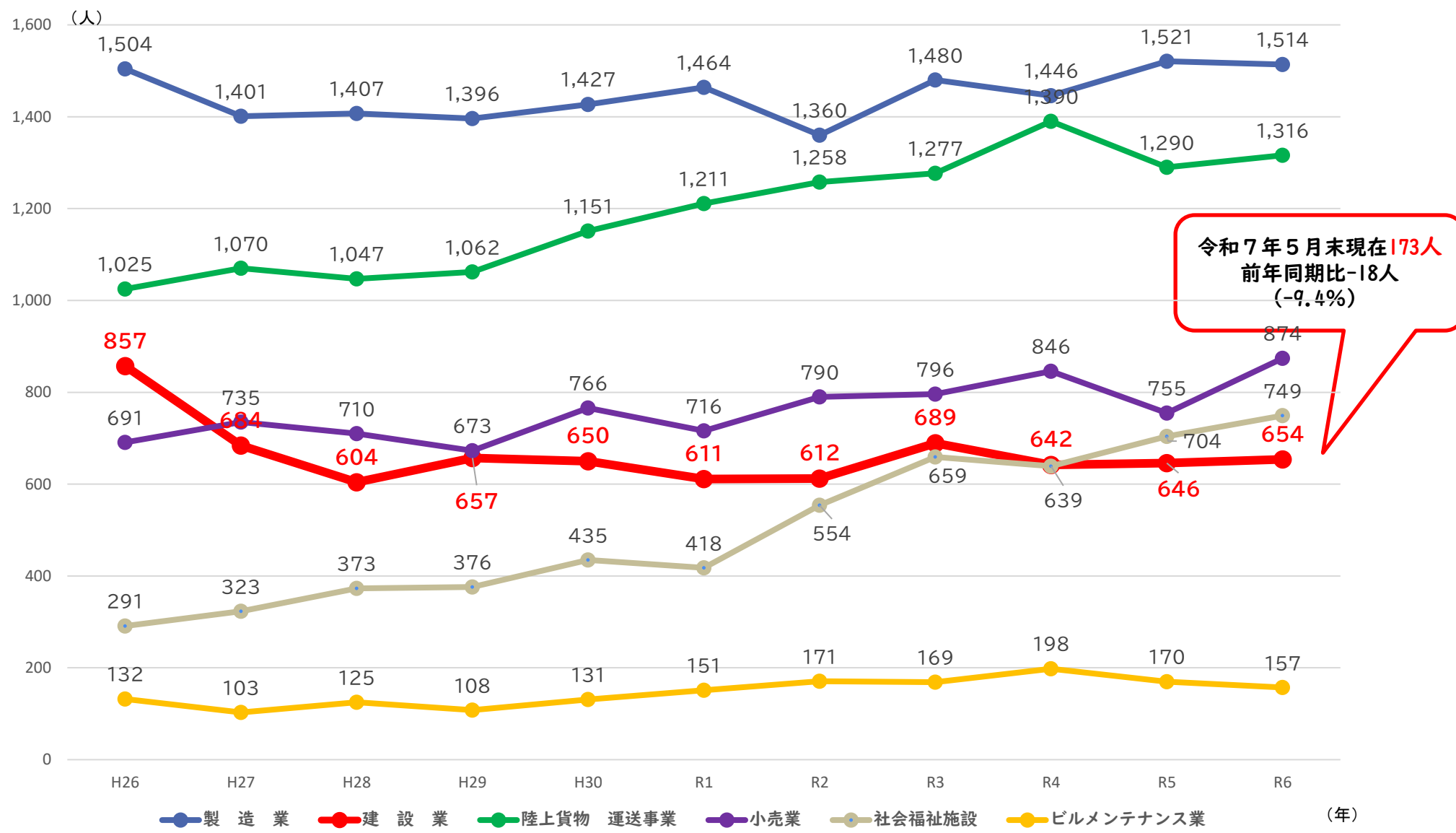
2

近年の主な業種別の死亡者数の推移（埼玉）



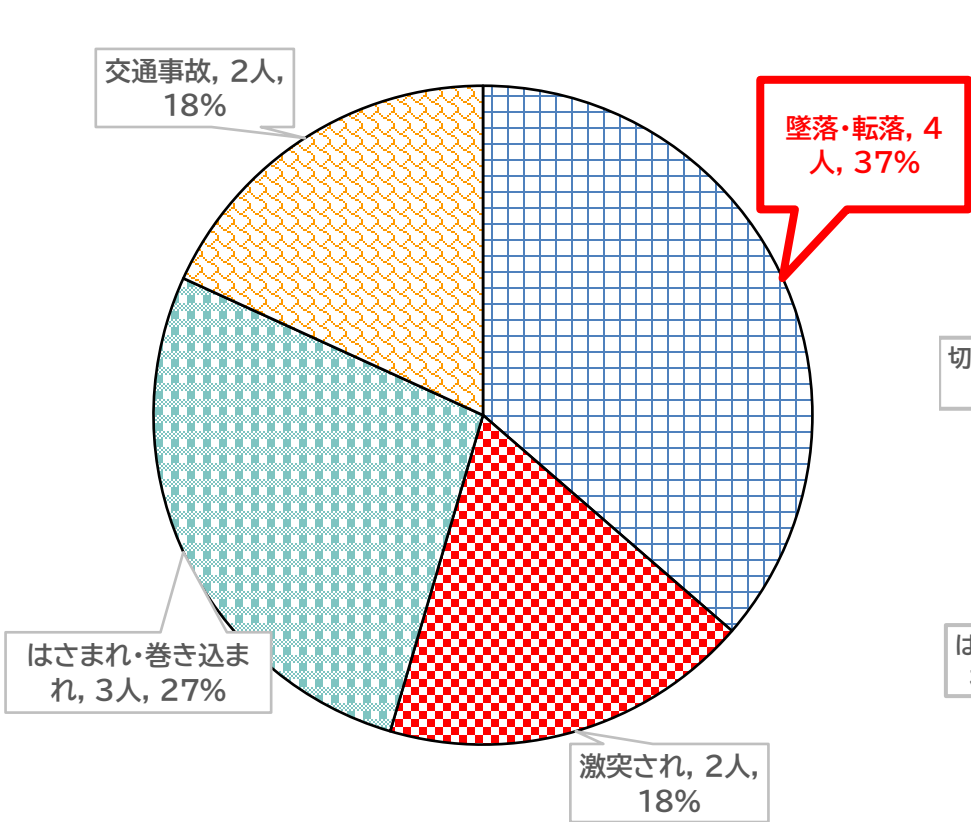
※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの
出典：労働者死傷病報告

近年の主な業種別の休業4日以上の死傷者数の推移（埼玉）

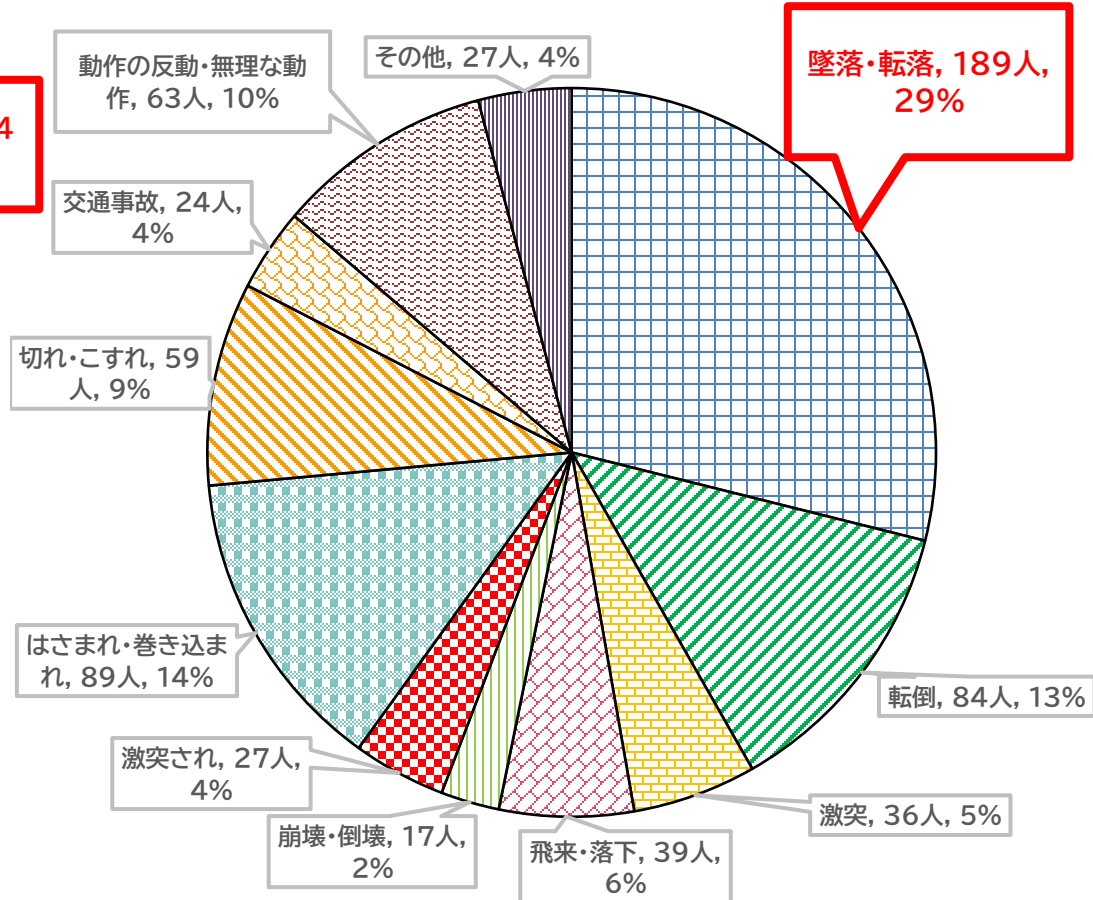


※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの
出典:労働者死傷病報告

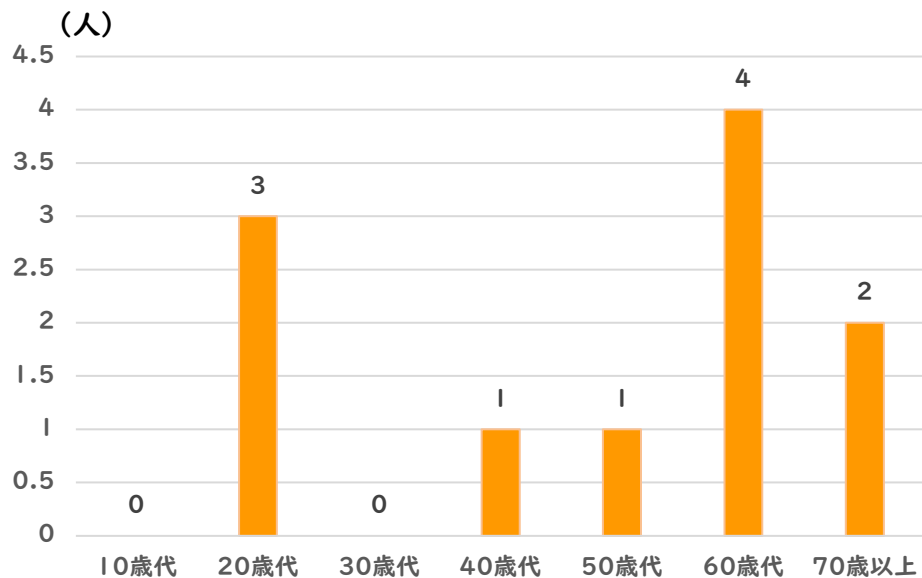
死亡災害



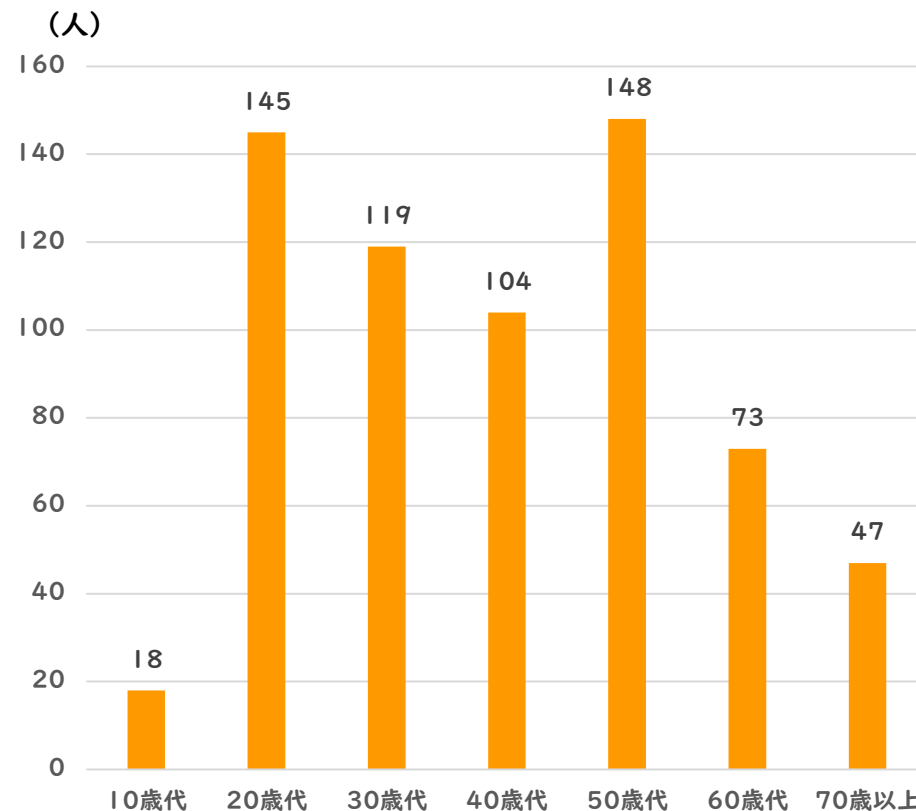
死傷災害



死亡災害



死傷災害



令和6年 死亡災害発生事例（建設業）

※「脳・心臓疾患」、「精神障害」、「新型コロナウイルス感染症」に係るもの及び調査中のものは除く

番号	発生月	発生時間帯	業 種	事業場規模	被災者 年齢層	災 害 発 生 の あ ら ま し	事故の型	起因物
1	1月	10時	建設業 (土木工事)	1～9人	60歳代	道路(公道)端部に埋設された集積柵の清掃作業後、同柵のふたを閉じる準備作業を行っていたところ、同僚の運転する車両に轢かれたもの。	交通事故	トラック
2	2月	14時	建設業 (土木工事)	1～9人	20歳代	立木の伐倒作業において、自ら伐倒していた立木が裂け、激突されたもの。	激突され	立木等
3	2月	14時	建設業 (土木工事)	10～49人	40歳代	敷地内の舗装面を均すため、整地用機械を使用していた被災者が、重機の操作をしながら、重機とともに後進した際に、重機とプラットフォームに挟まれたもの。	はさまれ、巻き込まれ	整地・運搬・積込み用機械
4	5月	15時	建設業 (土木工事)	1～9人	20歳代	被災者がドラグショベルの車体後部で倒れているのを発見されたもの。発見された際、ドラグショベルのエンジンはついた状態であった。	はさまれ、巻き込まれ	掘削用機械
5	5月	9時	建設業 (土木工事)	1～9人	70歳代	橋脚の工事において、クレーン機能付きドラグショベルを用いて、材料を吊り上げ、旋回させたところ、台船上から重機ごと川へ転落したもの。	墜落・転落	移動式クレーン
6	6月	14時	建設業 (その他)	1～9人	20歳代	作業のため、屋根上を歩き移動したところ、高さ約8mのガラス製の天窗を踏み抜き、墜落したもの。災害発生時、被災者は保護帽及び墜落制止用器具を着用していなかった。	墜落・転落	屋根、梁
7	6月	14時	建設業 (土木工事)	1～9人	50歳代	河川工事に伴う伐採作業において、伐木した木が「かかり木」となった。被災者は、かかられた木の伐木作業を行っていたところ、かかられた木が被災者のいる方向に倒れてきて下敷きになったもの。	激突され	立木等
8	9月	10時	建設業(その他)	1～9人	60歳代	焼却炉内において清掃作業を行っていたところ、煙道の端部から10メートル下に墜落したもの	墜落・転落	建築物・構築物
9	9月	11時	建設業 (土木工事)	1～9人	60歳代	井戸のさくせん作業中にサクセン機械(井戸を掘る機械)に頭部を挟まれたもの。	はさまれ、巻き込まれ	その他の一般動力機械
10	12月	10時	建設業 (土木工事)	1～9人	60歳代	頭部を負傷した被災者が、土の地面に倒れている状態で発見されたもの。負傷前、被災者は脚立を使用して、生垣の剪定作業を行っていた。作業時、保護帽は着用していなかった。	墜落・転落	はしご等
11	12月	16時	建設業 (土木工事)	1～9人	80歳代	片側2車線の国道の中央分離帯の草刈り作業等を行っていたところ、走行してきた4トントラックにはねられたもの。	交通事故	トラック

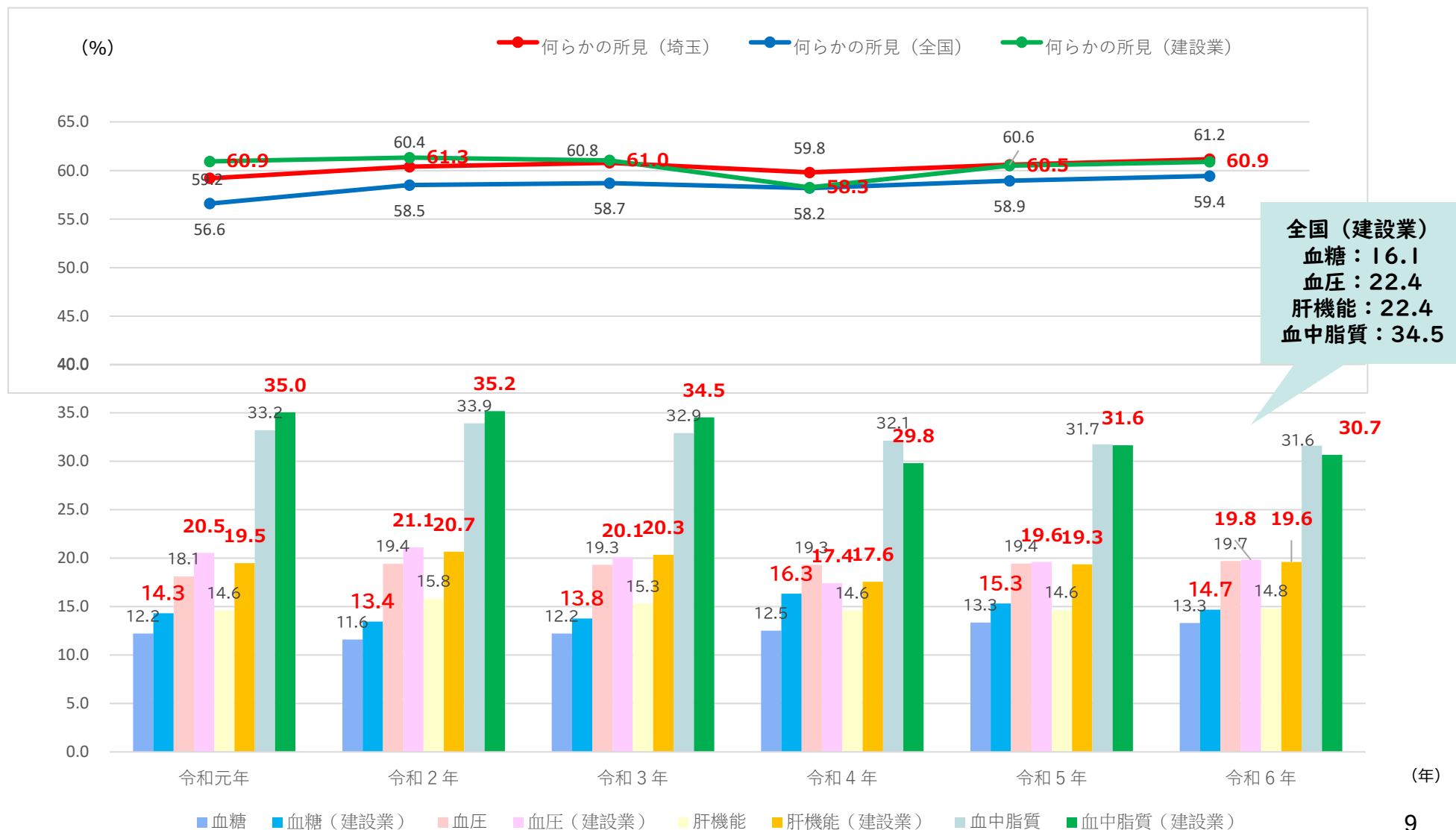
令和7年死亡災害発生事例

(令和7年5月末日集計 ※「脳・心臓疾患」、「精神障害」、「新型コロナウイルス感染症」に係るもの及び調査中のものは除く)

番号	発生月	発生時間帯	業 種	事業場規模	被災者年齢層	災 害 発 生 の あ ら ま し	事故の型	起因物
1	2月	9時	建設業 (その他)	10～49人	60歳代	倉庫内の垂直搬送機を解体する工事において、搬器が降下し、1階昇降路内にいた労働者が下敷きとなったもの。	飛来、落下	エレベータ、リフト
2	4月	11時	建設業 (建築)	1～9人	50歳代	マンションの改修工事現場において、塔屋付近の屋根上にうつぶせで倒れているところを発見されたもの。	墜落・転落	建築物

埼玉県内の定期健康診断有所見者の割合

- 労働者の高齢化に伴い定期健康診断有所見者の割合も微増傾向

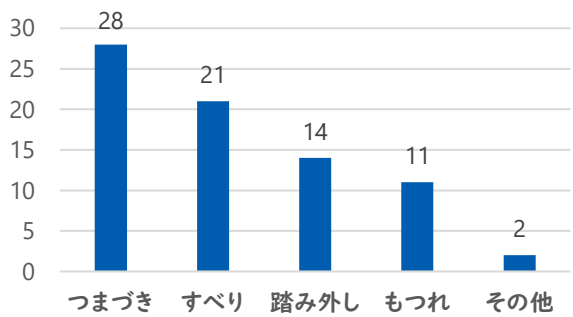


転倒災害防止対策にかかるアンケート結果

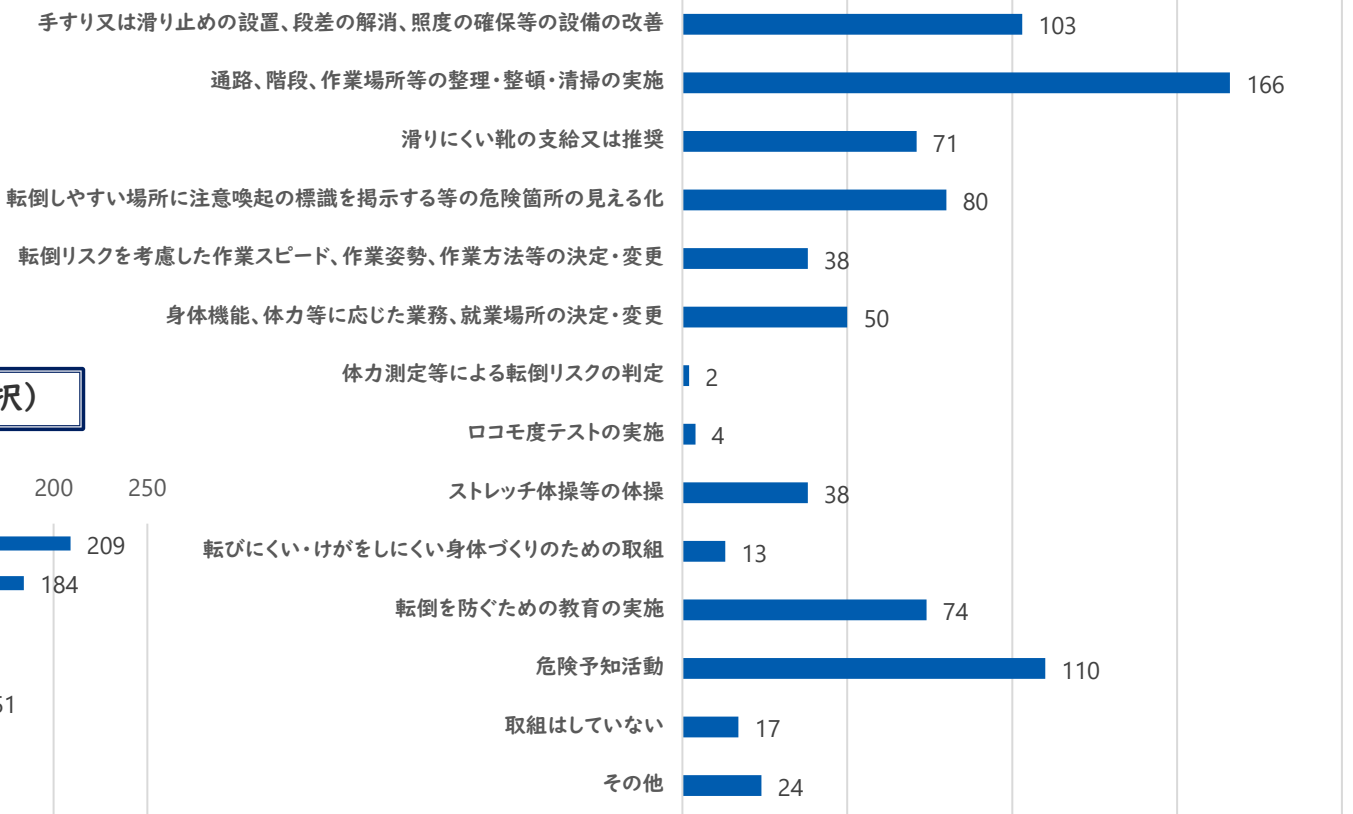
回答数：249

転倒災害防止には、**4S**（整理・整頓・清掃・清潔）が重要！

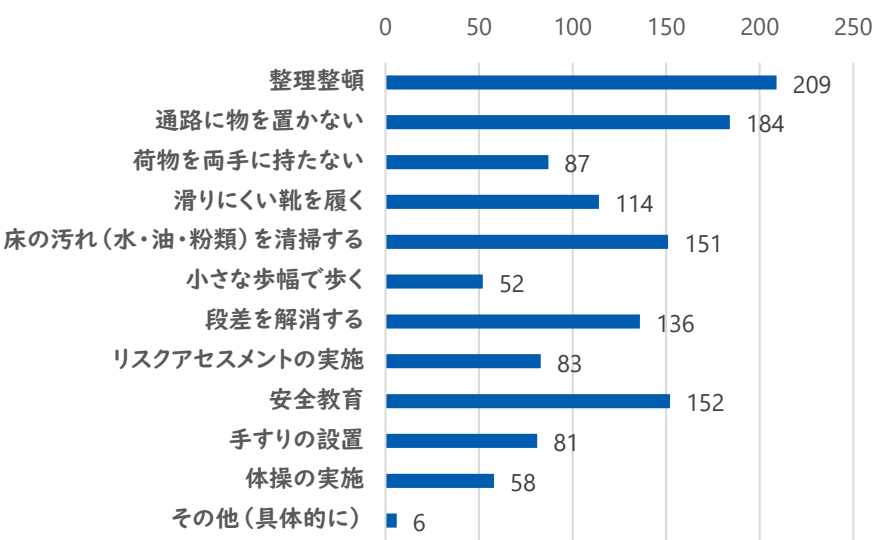
発生した転倒災害の内訳



転倒災害防止対策として行っているもの（複数回答）



転倒災害予防として有効だと思うこと（複数選択）



アンケートのご協力ありがとうございました。

社会経済情勢の流れ・働き方の多様化

1947年：労働基準法の制定
戦後の経済復興にあわせ
業界をあげた安全運動が
活発に

1972年：労働安全衛生法の制定
産業社会の進展に即応できる労働災害、
職業病防止への対応が課題

1次 2次 3次 4次 5次 6次 7次 8次 9次 10次 11次 12次 13次 14次
労働災害防止計画の変遷

1958年：第1次労働災害防止計画策定



1961年：

- 死亡者6,712人、死傷者81万人
- 技術革新により新たな機械設備が導入され、労働災害の大型化、新たな職業病の発生が問題に

1950年：第1回の労働衛生週間ポスター

2023年：第14次労働災害防止計画

- 60歳以上の高齢労働者の増加、女性の就業参加の増加に伴い転倒による労働災害の増加
- メンタルヘルス不調への対応
- テレワークの拡大
- 治療と仕事の両立
- 化学物質の自立管理への対応



計画が目指す社会



誰もが安全で健康に働くことができる社会

- 事業者、注文者、労働者など関係者が自身の責任を認識する社会
- 事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が醸成された社会
- 安全衛生対策にVR（ヴァーチャル・リアリティ）やAI等を活用できる社会



安全衛生対策に取り組む事業者が評価される社会

- 事業者の責務である安全衛生対策を「人件費」から「人的投資」と認識される社会
- 安全衛生対策に取り組むことが人材確保等の観点からもプラスとなる理解が醸成された社会



誰もが潜在力を十分に発揮できる社会

- 事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、安全と健康が確保されていることを前提として誰もが潜在力を十分に発揮できる社会

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

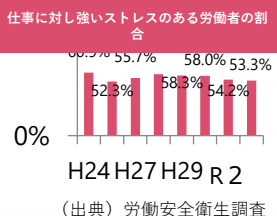
労働災害

- 未だ死亡災害が発生
- 転倒などの行動災害の増加
- 高齢者の労働災害が増加 等



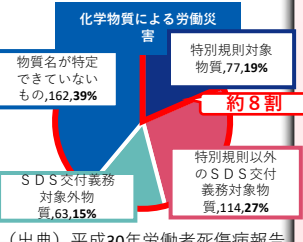
健康関係

- 小規模事業場でのメンタルヘルス対策が低調
- 過重労働による死亡事案が後を絶たない状況
- 高齢化に伴う健康状態の悪化
- 働き方の多様化に伴う産業保健に対するニーズの変化 等



化学物質等

- 化学物質による労働災害の約8割が規制対象外の物質で発生
- 令和10年頃、石綿使用建築物の解体のピークを迎える
- 熱中症の労働災害の増加 等



埼玉第14次労働災害防止計画

令和5年度2023—— 令和9年度2027

ダイジェスト版

安全で健康に働くことのできる埼玉へ

労働災害防止計画とは

- 労働安全衛生法第6条の規定に基づき、労働災害を減少させるために国、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組むべき事項を定めた中期計画です。
- 「埼玉第14次労働災害防止計画」は国が策定した「第14次労働災害防止計画」を推進するため、埼玉労働局、管内の事業者、労働者等が取り組むべき事項を定めた計画です。

計画の構成

社会経済情勢の流れ・働き方の多様化

産業界が抱える安全衛生をめぐる課題の変化

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

- 転倒や腰痛などの労働災害の増加
- メンタルヘルス不調の問題
- 化学物質等による健康障害防止

8つの重点事項と具体的取組

- 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 業種別の労働災害防止対策の推進
- 労働者の健康確保対策の推進
- 化学物質等による健康障害防止対策の推進

計画が目指す社会

厚生労働省

埼玉労働局



重点事項別の具体的な取組と目標

8つの重点事項		労働局等の具体的な取組	アウトプット指標	アウトカム指標
自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発		● 埼玉労働局が行う安全衛生施策の積極的な周知など 13 の取組	(指標は立てず)	(指標は立てず)
作業行動に起因する労働災害防止対策		● 健康経営埼玉推進協議会を通じた事業者支援 ● 理学療法士等と連携し、身体機能の維持改善を支援 ● 事業者の自発的な取組を引き出すためのナッジ等を活用した周知 など 7 つの取組	転倒対策の実施率 (R5) ハードソフト両面 44.7% → (R9) 50%以上 腰痛予防対策 (R5) 作業の自動化・省力 24.2% → (R9) 34.2%以上	転倒の年千人率 年齢層別・男女別 全体 減少へ (R4比) 増加に歯止め 腰痛の年千人率 全体 減少へ (R4比)
高齢労働者の労働災害防止対策		● 上記「作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」の取組のほか、エイジフレンドリーG L（ガイドライン）に基づく取組の周知啓発	エイジフレンドリーG Lの実施率 (R5) 56.2% → (R9) 66.9%以上 (G Lを把握した上での取組)	60歳代以上の年千人率 増加に歯止め (R4比)
多様な働き方への対応等		● テレワークG Lや副業・兼業G Lの周知 ● 副業・兼業の労働者向け健康管理ツールの周知 ● 視聴覚教材の普及 など 4 つの取組	安全衛生教育の実施率 外国人労働者が理解できる方法 (R5) 61.7% → (R9) 71.7%以上 (指標は立てず)	外国人労働者の死傷年千人率 減少へ (R4比)
個人事業者等に対する安全衛生対策		● 請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対し、事業者が措置すべき健康障害防止措置の周知・徹底 など 2 つの取組	(指標は立てず)	(指標は立てず)
業種別労働災害防止対策	陸上貨物運送事業	● 荷役G Lに基づく安全対策の実施を陸運事業者、荷主事業者に対し周知・指導	荷役G Lに基づく措置の実施率 (R5) 47.9% → (R9) 57.9% (G Lを把握した上での取組)	死亡者数 死傷者数 (R4比) -20% 増加に歯止め
	建設業	● リスクアセスメントの普及、墜落・転落措置の徹底 ● 建設工事関係者連絡会議を通じ、発注者・施工者の連携した対策を推進 など 4 つの取組	墜落・転落災害に関するリスクアセスメント (R5) 70.6% → (R9) 80.6%以上	死亡者数 (R4比) -20%
	製造業	● 機械災害に関するリスクアセスメントの徹底 ● 食料品製造業における職長教育の徹底 ● フォークリフト安全運転の徹底・周知	労働災害に関するリスクアセスメント (R5) 33.0% → (R9) 43.0%以上	計画期間中の累計死亡者数 (R4比) -20%
	林業	● 関係者と連携し伐木等作業の安全G L等に基づく安全対策の徹底	労働災害に関するリスクアセスメント (R5) 55.6% → (R9) 65.6%以上	計画期間中の累計死亡者数 (H30-R4比) -25%
	ビルメンテナンス業 廃棄物処理業	● 関係者と連携し自主的な安全衛生活動を推進 ● 墜落・転落災害防止措置等の安全対策の徹底	墜落・転落災害に関するリスクアセスメント (R5) ビルメン (R9) 60.0% → 70.0% (R5) 廃棄物 (R9) 46.7% → 56.7%以上	計画期間中の累計死亡者数 (H30-R4比) -25%
	小売業 社会福祉施設	● 埼玉県S A F E協議会の活動を通じ自主的な安全衛生活動の定着を支援、ノーリフトケアの普及 ● 安全衛生対策の好事例の水平展開	安全衛生活動 4 S・K Y・見える化の実施率 (R5) 小売業 9.0% → 19.0% (R5) 社会福祉施設 7.0% → 17.0% 導入事業場割合 (R5) 24.7% → 34.7%以上 (R9)	小売業及び社会福祉施設の死傷者数 それぞれ 増加に歯止め
健康確保対策	メンタルヘルス	● ストレッチ結果を活用した職場環境の改善の周知 ● 産業保健総合支援センターを通じたメンタルヘルス対策の支援 など 6 つの取組	メンタルヘルス対策 (R5) 42.8% → (R9) 80%以上 ストレスチェック実施割合 (R5) 35.3% → (R9) 50%以上 (R9) (50人未満)	仕事に関し強いストレスを抱える者 (R9まで) 50%未満
	過重労働	● 過重労働が疑われる事業者への指導の徹底等 ● 新たに時間外労働の上限規制が適用される者を雇用する事業者への周知・指導など 4 つの取組	年休取得率 (R4) 56.2% → (R7) 70%以上 勤務間インターバル (R4全国) 5.8% → (R7) 15%以上	週労働時間60時間以上の雇用者割合 週労働時間40時間以上の雇用者のうち(R7まで) 5%未満
	健康保持増進	● 健康経営埼玉推進協議会構成員と連携し、健康保持増進対策の意義等を経営層に対し意識啓発 ● コラボヘルス推進のための取組 など 6 つの取組	健康保持増進対策の実施率 (R5) 80.9% → (R9) 90.9%以上 (健康課題を把握した上での取組)	健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待 (指標は立てず)
健康障害防止対策	化学物質	● 化学物質の自律的管理を推進するための周知 ● 化学物質管理に係る人材育成・講習機会の充実	ラベル表示・SDS交付 (R5) 75.0% → (R7) 80%以上 SDSラベル 56.3% → 80%以上 リスクアセスメント実施率 (R5) 65.8% → (R7) 80%以上 (R9) 80%以上 措置 未把握	計画期間中の死傷者数 (H30-R4比) -5%
	熱中症	● 熱中症予防対策の実施を促進するため、暑さ指数計等の普及、対策の周知・指導	巡視による水分・塩分補給、不調者の確認 (R5) 49.6% → (R9) 59.6%以上	死傷者数の増加率 (前期増加率比) 減少へ

※ 石綿、粉じん、騒音、電離放射線による健康障害防止対策はアウトプット指標・アウトカム指標を掲げていないため省略している

令和7年度 建設業における安全衛生対策【概要】

1. 安全確保対策

- 1 足場等からの墜落・転落防止対策
- 2 はしご・脚立からの墜落・転落防止対策
- 3 墜落制止用器具の適切な使用
- 4 令和6年能登半島地震等の自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止対策
- 5 高年齢労働者等の労働災害の防止対策
- 6 外国人労働者に対する労働災害防止対策
- 7 一人親方等の安全衛生対策
- 8 転倒災害の防止対策
- 9 交通労働災害防止対策
- 10 車両系建設機械等による労働災害防止対策
- 11 安全な建設機械の普及
- 12 荷役作業における労働災害防止対策
- 13 交通誘導等の警備業務における労働災害防止対策
- 14 山岳トンネル工事における安全対策
- 15 伐木等作業における労働災害防止対策
- 16 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業
- 17 建設工事関係者連絡会議の運営等
- 18 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

2. 労働衛生対策・化学物質対策

- 1 建設業におけるメンタルヘルス対策の推進
- 2 熱中症対策
- 3 じん肺予防対策
- 4 騒音障害防止対策
- 5 化学物質による健康障害防止対策
- 6 石綿健康障害予防対策

3. 共通的な対策等

- 1 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
- 2 建設業における安全衛生教育の推進

(関連通達)

「令和7年度における建設業の安全衛生対策の推進について(要請)」(R7.3.28付け 基安安発0328第1号、基安労発0328第1号、基安化発0328第1号)

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画 (令和5年6月閣議決定)

はじめに

- 建設工事の現場での災害により、年間約350人もの尊い命がなくなっていることを重く受け止め、災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進するとともに、**取組の周知やフォローを行う必要がある。**
- 一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要である。
- 建設工事従事者の高齢化が進行している中、**建設業を魅力的な仕事の場とし、若者をはじめとした入職の促進等、**中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

第1 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

・安全衛生経費については、実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。

(2) 安全及び健康に配慮した工期の設定

・休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められる等の環境を整備する。
・施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。

2. 責任体制の明確化

3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施

(1) 建設業者間の連携の促進

(2) 一人親方等の安全及び健康の確保

・一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握する。
・一人親方等に対して、安全衛生に関する知識習得等を支援する。

(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底

・一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。

4. 建設工事の現場の安全性の点検等

(1) 建設業者等による自主的な取組の促進

(2) 工法や資機材等の開発・普及の促進

・i-Constructionを推進するとともに、**建設機械施工の自動化・遠隔化やロボットの活用等インフラ分野のDXにおいて、安全な工法等の研究開発及び普及を推進する。**

5. 安全及び健康に関する意識の啓発

(1) 安全衛生教育の促進

(2) 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

(1) 社会保険等の加入の徹底

(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

(3) 「働き方改革」の推進

・適正な工期設定、週休二日の推進等の休日の確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進め、**若者をはじめとした入職の促進等、中長期的な担い手の確保を図る。**

2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等

・労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。

・労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。

(2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化

3. 健康確保対策の強化

(1) 熱中症、騒音障害防止対策

(2) 解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等

(3) 新興・再興感染症への対応

4. 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境の改善

(1) 女性の活躍促進

(2) 増加する外国人労働者の労働災害への対応

(3) 高年齢労働者の安全及び健康の確保

5. 基本計画の推進体制

(1) 関係者における連携、協力体制の強化

(2) 調査・研究の充実

6. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

・策定後2～3年で調査等を行った上で、本基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画に基づく厚生労働省の取組

墜落・転落災害の防止対策の充実強化

(手すり先行工法等に関するガイドラインの改正(令和5年12月26日付け基発1226第2号))

ガイドラインの目的・改正の主旨

- ・ 足場の組立て、解体又は変更の作業における手すり先行工法の普及促進を図ることにより、労働者の足場からの墜落等を防止すること。
- ・ くさび緊結式足場の普及、最新の技術基準や、足場に係る法令改正を反映すること。

主な改正内容

1. 直近の足場の使用状況の反映

○ くさび緊結式足場の普及の反映

- ・ 近年、主流となっているくさび緊結式足場について、その使用に当たった留意事項等を追記

○ 手すり先行工法の最近のトレンドの反映

- ・ 近年では、「手すり先送り方式」に代わり「手すり据置方式」による手すり先行工法が主流となっていることを反映

2. 足場部材の最新の技術基準等の反映

(一社)仮設工業会による、足場部材の最新の技術基準(くさび緊結式足場用先行手すり、安全ネット等)の反映

3. 足場に係る法令改正の反映

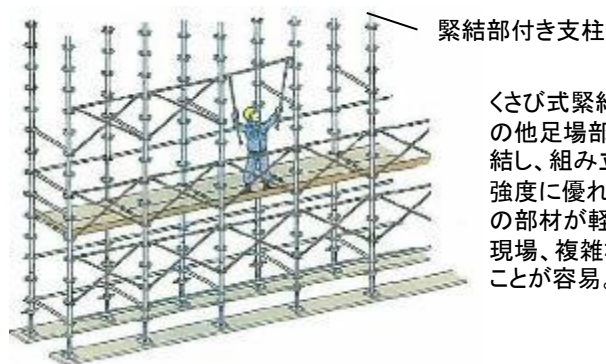
○ 足場の組立て作業の業務に係る特別教育の追加

○ 墜落制止用器具に係る法令改正の反映

- ・ 「安全帯」→「要求性能墜落制止用器具」
- ・ フルハーネス型墜落制止用器具の使用に係る特別教育の追加

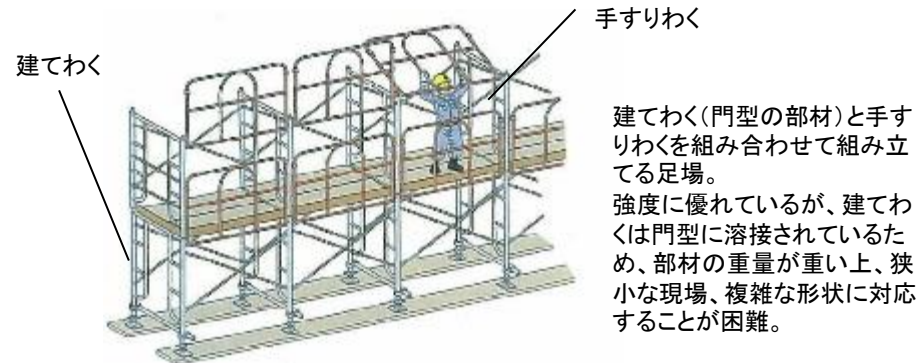
○ 足場の点検に係る法令改正等の反映

- ・ 点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加
- ・ 組立て等後点検実施者として、足場の組立て等作業主任者で能力向上教育を受講した者等を推奨



くさび緊結式足場の例

くさび式緊結部付き支柱とその他足場部材のくさび部で緊結し、組み立てる足場。
強度に優れている上、1つ1つの部材が軽量であり、狭小な現場、複雑な形状に対応することが容易。



わく組足場の例

建てわく(門型の部材)と手すりわくを組み合わせる組み立てる足場。
強度に優れているが、建てわくは門型に溶接されているため、部材の重量が重い上、狭小な現場、複雑な形状に対応することが困難。

マニュアル策定の背景等

- ・ 建設業における死亡災害では墜落・転落が最多で約4割を占め、うち2割が屋根等からの墜落・転落となっているほか、死傷災害でははしご・脚立等からの墜落・転落が多くを占めている。
- ・ 建設職人基本法に基づき、令和5年6月に閣議決定された基本計画においても、屋根、はしご、脚立等からの墜落・転落災害防止のためのマニュアルの作成等が明記されたことも踏まえ、新たなマニュアルを策定した。

マニュアルの主な内容

1. 木造家屋等低層住宅建築工事の労働災害の特徴

- ・ 木建工事における死亡災害の説明(約8割が墜落・転落災害で、うち屋根等が約5割)
- ・ 墜落災害事例の紹介と再発防止対策の解説

2. 足場・屋根上・開口部等における墜落防止

- ・ リスクアセスメント、作業手順書、KY活動、足場の安全対策等の紹介
- ・ 作業床の設置が困難な場所での安全対策としてスライドレール式安全ブロック工法、親綱の設置方法等を解説

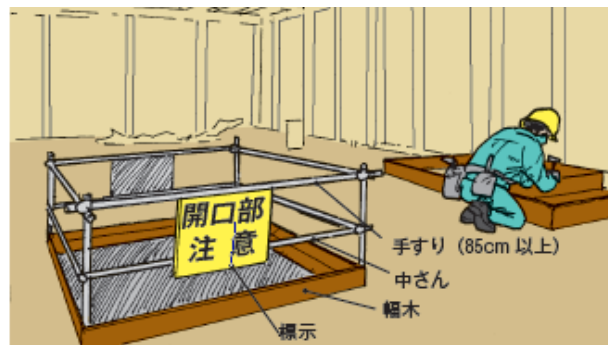
3. はしご・脚立等からの墜落防止

- ・ はしご・脚立等の安全性基準、法規制の説明
- ・ はしご・脚立の正しい使用方法、安全のポイント等をイラスト等で分かりやすく解説
- ・ アルミニウム合金製可搬式作業台の正しい使用方法の解説

4. 墜落制止用機具(安全帯)等の種類と特徴

- ・ 墜落制止用器具等の構造、特徴、使用上の注意事項等
- ・ 保護帽(ヘルメット)の使用上の注意事項、あごひもと耳紐の関係、安全靴の耐滑性、屈曲性及び安全性

5. 関係法令、規格、ガイドライン



開口部周りの墜落防止措置の例



スライドレール式安全ブロック工法



脚立の正しい使い方

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン概要

(平成28年12月26日基発1226第1号、令和6年3月26日改正)

背景

- 山岳トンネル工事における掘削の最先端（切羽）では地山が露出しており、岩石の落下等（肌落ち）による労働災害がたびたび発生。
- 山岳トンネル工事の切羽における労働災害の防止を図るため、のぞましい取組をとりまとめ、関係者に周知する必要がある。

ガイドラインによる取組

目的

本労働安全衛生関係法令と相まって、切羽における肌落ち防止対策を適切に実施することにより、山岳トンネルの切羽における労働災害の防止を図る

適用対象

山岳トンネル工事の切羽における作業
※ TBM、矢板工法については適用可能な項目

事業者等の責務

- 事業者は、労働安全衛生関係法令を遵守するとともに、本ガイドラインに基づき切羽における肌落ち災害防止対策を講ずることにより、切羽における労働災害の防止に努めること。
- 発注者は、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮することをはじめ、労働安全衛生関係法令を遵守するとともに、事業者において的確な労働災害防止措置が講じられるよう、適切な設計図書の作成、必要な安全衛生経費の確保等、的確に対応すること。
- 労働者は、労働安全衛生関係法令に定める労働者が守るべき事項を遵守するとともに、事業者が本ガイドラインに基づいて行う措置に協力することにより、山岳トンネル工事の切羽における労働災害の防止に努めること。

発注者等が講ずべき措置

- 1 設計段階**
 - ・ 地山の地形・地質調査の結果に基づき適切な支保パターンを選定すること
 - ・ 切羽の自立が悪い場合※2には原則として鏡吹付けを実施することを設計図書に記載すること
- 2 施工段階**
 - ・ 現場で出現した地山の状況に応じ、施工者が設計変更できるよう、施工者の求めに応じ協議等すること
 - ・ 切羽の自立が悪い場合には原則として鏡吹付けの実施を指示すること。

※2 支保パターン I_{N-1p} 若しくは $DI-a$ 以下又はその他の支保パターンであって鏡面から岩塊が抜け落ちる等のおそれがある場合

事業者が講ずべき措置

- 1 切羽の立入りを原則として禁止**
 - ・ 労働者の切羽への立入りを原則として禁止し、切羽での作業は可能な限り機械化
- 2 肌落ち防止計画**
 - ・ 肌落ち防止計画を策定し、関係請負人の労働者も含め周知
- 3 切羽監視責任者の選任**
 - ・ 切羽の変状等を常時監視する切羽監視責任者の選任
- 4 施工時の留意事項**
 - ・ 現場で出現した地山の状況に応じ適切に支保パターン、補助工法を選定
 - ・ 掘削断面形状及び寸法に適合したドリルジャンボの選定及び施工サイクルに従い一間ずつロックボルトを施工
- 5 具体的な肌落ち災害防止対策**
 - ・ 地山等級、湧水の状態、施工性等を勘案した肌落ち災害防止対策の選定
 - ・ 切羽の自立が悪い場合における鏡吹付けの原則実施

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所にて起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人**もその対象とすること
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人**についても火気使用を禁止すること
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人**も退避させること

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、
① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面
については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。

注意事項

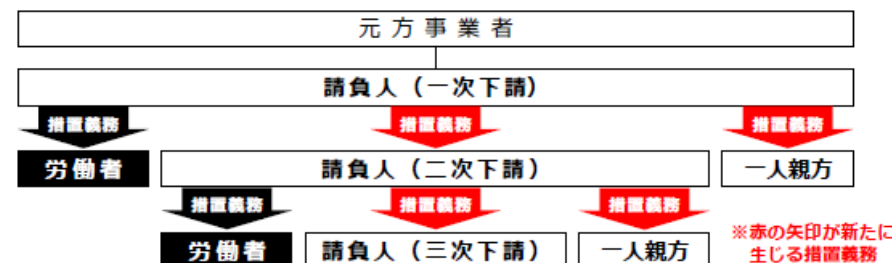
重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければならない。

周知の方法

- 周知は以下のいずれかの方法で行ってください。
周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。
- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
 - ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
 - ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
 - ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人にも立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

石綿障害予防規則等の改正のポイント

(令和2年7月公布※令和5年1月公布反映版)

改正前			改正後			
			※下線部分が改正内容			
レベル1 石綿含有吹付け材 	計画届 ※ 十四日前	情報提供・費用等の配慮（発注者） 事前調査 作業計画 掲示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断	負圧隔離 集じん・排気装置の初回時点検 作業開始前の負圧点検 等	レベル1 石綿含有吹付け材	事前調査結果等の報告（一定規模以上の工事）※1が対象 （令和3年4月施行） （令和4年4月施行）	
レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材 	作業届 ※ 工事開始前	掲示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任	レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材	計画届（レベル2も計画届） ※ 十四日前 （令和3年4月施行） ・ 情報提供・事前調査結果を踏まえた費用等の配慮（発注者） （令和3年4月施行） ・ 事前調査 ※調査方法を明確化 （令和3年4月施行） ・ 資格者による調査 （令和5年10月施行※工作物の事前調査は令和8年1月施行） ・ 調査結果の3年保存 ・ 現場への備え付け （令和3年4月施行） ・ 作業計画 ・ 作業状況等の写真等による記録・3年保存 （令和3年4月施行） ・ 掲示 ・ 湿潤な状態にする ・ マスク等着用 ・ 作業主任者の選任 ・ 作業者に対する特別教育 ・ 健康診断		負圧隔離 集じん・排気装置の初回時、変更時点検 （令和3年4月施行） 作業開始前、中断時の負圧点検 （令和3年4月施行） 隔離解除前の取り残し確認 （令和3年4月施行） 等
レベル3 スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材 		作業者に対する特別教育 健康診断	けい酸カルシウム板1種※2（破碎時） （令和2年10月施行） 仕上げ塗材（電動工具での除去時） （令和3年4月施行）	レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材		隔離 ※負圧は不要 けい酸カルシウム板1種※2（破碎時）（令和2年10月施行） 仕上げ塗材（電動工具での除去時）（令和3年4月施行）

※ 1 解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事

※ 2 石綿含有けい酸カルシウム板 1 種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル 1・2 ほどの飛散性はないが他のレベル 3 より飛散性が高い

建築物の解体工事等の開始前の労働基準監督署への報告

(令和4年4月1日施行)

■一定規模以上の建築物、船舶、特定の工作物の解体・改修工事は、**事前調査結果等を電子システム(スマホも可)で報告することを義務付け**(書面による報告も可)

◆ 報告が必要な工事

① 解体部分の**床面積が80㎡以上**の建築物の解体工事

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

② **請負金額が100万円以上**の建築物の改修工事

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう

※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

③ **請負金額が100万円以上**の以下の工作物の解体工事・改修工事

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く)
- ・焼却設備
- ・煙突(建築物に設ける排煙設備等を除く)
- ・貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ・発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)
- ・変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
- ・トンネルの天井板
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・遮音壁、軽量盛土保護パネル

④ 総トン数が20トン以上の船舶(鋼製に限る。以下同じ。)の解体工事・改修工事

建築物・船舶の工事開始前の石綿の有無の調査（令和5年10月1日施行）

■建築物及び船舶の事前調査や分析調査は、要件を満たす者に行わせることを義務付け

◆建築物の事前調査を実施することができる者

- ・特定建築物石綿含有建材調査者 ※
 - ・一般建築物石綿含有建材調査者 ※
 - ・一戸建て等石綿含有建材調査者 ※（一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定）
 - ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- ※各々定められた講習を受け、修了考査に合格した者

◆船舶の事前調査を実施することができる者

小型船造船業法に基づく主任技術者や建築物石綿含有建材調査者等であって、石綿や船舶等に係る一定の教育を受け、修了考査に合格した者

◆分析調査を実施することができる者

- ・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ・一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

工作物の工事開始前の石綿の有無の調査（令和8年1月1日施行）
（令和5年3月27日告示）

■工作物の事前調査は、以下のものについて要件を満たす者に行わせることを義務付け

◆工作物の事前調査の対象となる工作物や作業の範囲

- ・特定工作物告示（令和2年厚生労働省告示第278号）に掲げる工作物
（石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物）
 - ・その他の工作物のうち、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める工作物※¹以外の工作物の解体等の作業に係る事前調査については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料※²の除去等の作業に係るもの
- ※1 特定工作物
※2 塗料、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤等）

◆工作物の事前調査を実施することができる者

区分	対象工作物	事前調査の資格（下記のいずれか）
特定工作物	【炉・電気・配管及び貯蔵施設】※建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物 ○炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備） ○電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備） ○配管及び貯蔵設備（炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備）※上水道管は除く 【注】 建築設備（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等）に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部。	・工作物石綿事前調査者
	【建築物一体設備等】※煙突、プラットホームの上家など 煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛り土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板（建築物（建屋）に付属している土木構造物）、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。） 【注】 建築設備系配管（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備の配管）は建築物の一部	・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者又は令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
その他の工作物	【上記以外の工作物】 建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、 <u>上欄以外のもの</u> 。 （エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物（作業用足場等）、遊戯施設（遊園地の観覧車等）等） 【注】 資格を設けない場合でも、適切に調査を実施できるよう、様式やチェックリストを作成予定	<u>塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業※</u> ※塗料の剥離、補修されたコンクリートやモルタルを使用した基礎の解体等を行う場合 ・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者又は令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

発注者向けリーフレット

ビル、マンション、戸建て住宅の解体・改修をご検討の皆さまへ

石綿対策は「皆さま」に関わる問題です

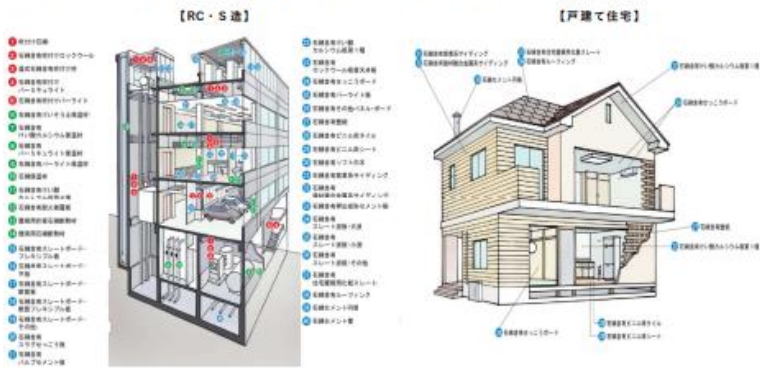
ビル、マンション、戸建て住宅の解体・改修工事を行う際は、
石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります！

石綿（アスベスト）とは

石綿は、吸入するとじん肺、肺がん、中皮腫などの原因となる可能性があることが知られています。2006年（平成18年）9月から製造・輸入・使用などが禁止されていますが、それ以前に着工した建築物等には防火・保温・断熱等の目的で石綿が使用されている可能性があります。こうしたことから、ビルやマンション（RC造、S造）、戸建て住宅などの建築物等の解体・改修工事を行う場合には、**工事の施工業者は石綿障害予防規則、大気汚染防止法など関係法令に定められたばく露・飛散防止措置等を講じる必要があります。**

一方で、施工業者が関係法令に定められた措置を適正に講じるためには、**工事の発注者となる建築物等のオーナーなどの皆さまにも、費用や工期等についての配慮や関係法令に定められた措置等を行っていただく必要があります。**

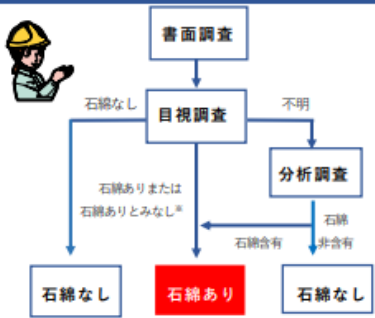
アスベスト含有建材の使用部位例 国土交通省「目で見えるアスベスト建材（第2版）」より引用



建築物等の解体・改修工事の発注者となる方（オーナーなど）は、工事の施工業者に対して次のような配慮、措置を行うことが義務付けられています。

発注者に求められる措置	措置の概要「石綿障害予防規則又は大気汚染防止法」
情報提供	■ 工事を発注する建築物等の石綿の有無の調査（事前調査）が適切に行われるよう、石綿の有無を確認する上で有用な情報（設計図書、建築確認申請の副本等）を施工業者に提供する等の配慮をすること ■ 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務付けられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること
費用負担および工事への配慮	■ 事前調査の費用及び石綿が使用されていることが明らかになった場合における石綿除去等工事に必要な費用を適正に負担するほか、工期、作業の方法に係る発注条件等について施工業者が法令を遵守して調査・工事ができるように配慮をすること
特定粉じん排出等作業の届出	■ 吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材等が使用されている建築物等の解体等作業を伴う工事については発注者が地方公共団体へ作業実施届出書を提出すること

事前調査の流れ



※石綿ありとみなして、必要なく露・飛散防止対策をして工事を行う場合は、分析調査は不要です。

石綿総合情報ポータルサイト 解体・改修工事の発注者向けページ

石綿に関する情報は、石綿総合情報ポータルサイトを
ご確認ください！
石綿障害予防規則の概要、法令改正のポイント、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置や、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。



事前調査費用の項目例

・書面調査 ・現地調査 ・裏面確認調査 ・分析調査 ・総合調査報告書 ・諸経費（交通費他）

【参考】適正な工事業者を選定するために

石綿の有無を適切に調査し、適法な工事を行う工事の施工業者を選ぶため、以下のような事項を工事の施工業者に確認することも重要です。

- 工事費用に、事前調査費が計上されていることや、石綿の調査を行う資格（建築物石綿含有建材調査者など）を持っているかを確認します。
- 事前調査終了後、石綿事前調査結果報告書の提出を求めましょう。石綿含有吹付け材（レベル1）、保温材等（レベル2）がある場合には、労働基準監督署に提出した計画書の写しを求めましょう。
※発注者は、これとは別に、地方公共団体への作業実施届出が必要となります。
- 解体・改修工事後、石綿飛散防止措置が適切にとられたことを示す作業の実施状況の記録（写真を含む）の提出を求めましょう。
- 施工業者による石綿含有の有無の事前調査や作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるよう、発注者は写真の撮影を許可する等の配慮を行きましょう。

【参考】吹付け石綿への対応について

建築基準法では、建築物の最低限の安全性を確保するため、吹付け石綿等について、増築等の改修時における除去または飛散防止措置の実施を義務付けています。この吹付け石綿等が施工されている建築物は解体・改修等の機会によらず、速やかに対策を行うことを推奨します。

【建築基準法において規制対象とする吹付け石綿等】



建築基準法において規制対象とする吹付け石綿等に対しては、地方公共団体が調査および除去等の費用の一部を補助している場合があるので、お近くの地方公共団体にご相談ください。

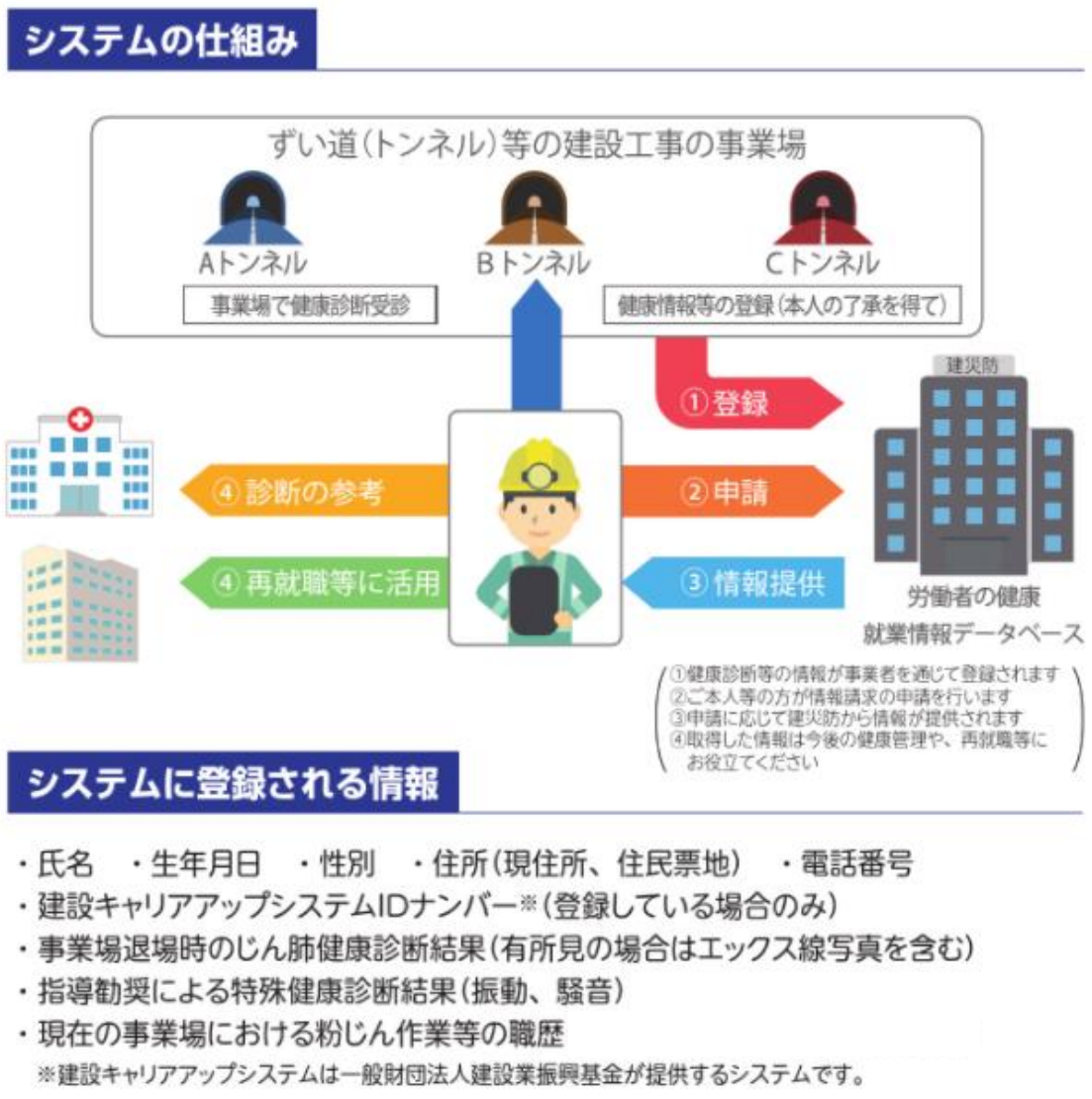
ずい道等建設労働者健康情報管理システム

第 1 4 次労働災害防止計画

トンネル工事を施工する事業者は、所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者の健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

第 1 0 次粉じん障害防止総合対策

粉じん作業を伴うずい道等建設工事を施行する事業者は、ずい道等建設労働者が工事毎に就業先を変えることが多い状況に鑑み、事業者が行う健康管理や就業場所の変更等、就業上適切な措置を講じやすくするために、平成 31 年 3 月に運用を開始した健康情報等の一元管理システムについて、労働者本人の同意を得た上で、労働者の健康情報等を登録するよう努めること。



新たな化学物質規制の円滑な施行のための取組み

業種別マニュアルの作成

- 建設業における化学物質を使用する作業などに係る化学物質リスク管理マニュアルを作成。

<例：建設業リスク管理マニュアル>

ドア塗装等有機溶剤取扱作業 リスク管理マニュアル

作業 スプレー、刷毛又はローラーによる屋内ドア塗装		取扱い会社名		元請会社名	
製品名	メーカー	作業内容		作業期間	
化学物質管理者	選任日	保護具着用管理責任者		選任日	
化学物質名	裏表紙のチェック欄にチェックする。				
化学物質（特別管理化学物質又はがん原性物質）の有無					
危険性	 ○燃えやすい液体。蒸気が滞留すると爆発のおそれがある。 ○塗料を、清掃等に使用したウエスなどは、空気中で酸化し、発熱、蓄熱すると自然発火のおそれがある。				
有害性	 ○アレルギー性皮膚反応を起こすおそれがある。 ○蒸気を吸入すると、アレルギー性喘息または呼吸器困難をおこすおそれがある。 ○発がん性のおそれがある。 ○長期にわたる吸入や皮膚からのばく露により、①呼吸器、臓器、中枢神経系への障害、②生殖能力や胎児への悪影響のおそれがある。				
緊急時の対応	○吸入によりめまいや頭痛等の異常がある場合、速やかに現場から運び出し、医師の診断を受ける。 ○皮膚に付着した場合はすぐに拭き取り、石鹸水及び水で洗い流し。炎症等が出た場合、速やかに医師の診断を受ける。 ○眼に入った場合直ちに清浄な流水で数分間洗眼した後、医師の処置を受ける。				
作業内容		作業内容		記録欄	
A 刷毛の洗浄 材料の攪拌 (飛沫)		A 〃ニトリルゴム製の手袋を使用する（溶剤が付着した場合は、すぐに取り替える。）。		B 〃ニトリルゴム製のマスクを使用する（溶剤が付着した場合は、すぐに取り替える。）。	
B スプレー塗装		B 〃ただし、洗浄液の中に手を入れる場合は、多層フィルムを下にニトリルゴム製の上に重ねて使用する。		C 〃ニトリルゴム製のマスクを使用する（溶剤が付着した場合は、すぐに取り替える。）。	
C 刷毛、ローラーでの塗装 (接触)		C 〃危険な場所、地下室での作業、④が含まれる溶剤を使用する場合には、防毒マスク（有機ガス用）を使用する。		D 〃ニトリルゴム製のマスクを使用する（溶剤が付着した場合は、すぐに取り替える。）。	
D だめ直し等少量の溶剤を使用する 塗装 (接触)		D 〃燃臭いがしたら、安全な場所（換気の良い場所）へ行き、吸収缶を即交換する。（メタノールを含む製品を使用した場合は、吸収缶を再利用してはならない。）		E 〃燃臭いがしたら、安全な場所（換気の良い場所）へ行き、吸収缶を即交換する。（メタノールを含む製品を使用した場合は、吸収缶を再利用してはならない。）	
保護具着用管理責任者 前日まで 記入		選択したマスクを記載		選択したものを記載	
実施する 作業内容 当日記入		実際に使用したものを記載		実際に使用したものを記載	

対象作業を実際に行う際に使用する製品や、含まれる化学物質名等を化学物質管理者が記載

対象作業で主に使用する製品に含まれる化学物質の危険性・有害性

対象作業のリスク低減対策

対象作業を構成する個別の作業ごとに使用する保護具

実際に使用する保護具等を保護具着用管理責任者等が記載、実際の作業の記録を職長等が記載

⇒ 作業記録としても活用可能

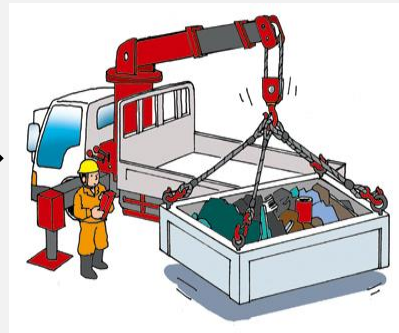
*④有機溶剤中毒予防規則の適用物質
⑤特定化学物質障害予防規則の適用物質
⑥皮膚等障害化学物質（労働安全衛生規則第594条の2（令和6年4月1日施行）及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リストに記載されている物質

高度安全機械等導入支援補助金

近年、機械による事故の防止をサポートする様々な技術開発が行われているところであるが、産業現場の車両系建設機械において、これらの技術を活用し労働災害の防止を推進することが重要である。しかし、資力の乏しい中小事業者等においては、これらの導入は困難であるため、令和7年度も継続して、中小事業者等を対象として、高度な安全性能を有する車両系建設機械の導入等のための経費の一部を補助する標記事業を実施

高度安全機械等導入支援補助金

補助対象：高度な安全機能を有する車両系建設機械の導入等のために要する費用
(補助対象経費の1/2又は基準額のいずれか低い方を補助)



建設業労働災害防止協会

補助金

高度安全機械等導入事業者
(中小事業者等)

厚生労働省が指定した安全機能を有する
機械導入のための当補助金事業の公募を実施

指定された対象機械を導入する
中小事業者等に対し、審査の上、交付決定

補助対象機械及び基準額（安全装置1機当たり）

・積載形トラッククレーン: 基準額 100万円

・油圧ショベル, ホイールローダー, 締固め用機械(令和7年度追加)

: 基準額 ①安全装置が自動減速・停止機能を伴うもの 100万円, ②安全装置が監視・警告機能を伴うもの(複数カメラ) 50万円

同一申請者からの申請上限: 年度内500万円

【お知らせ】令和7年1月1日から労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化※されました

電子申請に当たっては、厚生労働省ポータルサイト「**労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス**」をご活用いただくとスムーズです。 ※当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

- ①事業の種類**
 日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
 (例) 製造業＞食料品製造業＞水産食料品製造業＞水産缶詰・瓶詰製造業
- ②被災者の職種**
 日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
 (例) 生産工程従事者＞製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)＞食料品製造従事者
- ③傷病名及び傷病部位**
 該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
 (例) 傷病名：負傷＞切断 傷病部位：頭部＞鼻
- ④災害発生状況及び原因**
 5つの記入欄にそれぞれ記入してください。
- ⑤国籍・地域及び在留資格**
 該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
 従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

令和7年1月1日から労働者死傷病報告の電子申請が義務化※されます!

「帳票入力支援サービス」の活用で作成が簡単!

労働者死傷病報告等の作成をサポート

時間短縮!

労働基準監督署に行く手間・時間を短縮可能

郵送費がかからない!

電子申請のため、郵送費不要

スマートフォン、パソコンから報告可能!

テレワーク中でも、スマートフォンやパソコンから報告可能

※ 電子申請が困難な場合、当面の間、書面による報告も可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告も、厚生労働省ポータルサイト「帳票入力支援サービス」をご活用いただくことでスムーズに電子申請できます。

- ◎ 総括安全衛生管理者／安全管理者／衛生管理者／産業医の選任報告
- ◎ 定期健康診断結果報告
- ◎ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告

- ◎ 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- ◎ 有機溶剤等健康診断結果報告
- ◎ じん肺健康管理実施状況報告
- ◎ 事業の附属寄宿舍内での災害報告

労働者死傷病報告の電子申請に係る厚生労働省特設ページはこちら

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・都道府県労働局・労働基準監督署



ご清聴ありがとうございました。